

# 業務指示書

## ミャンマー国東西経済回廊整備事業（フェーズ2）準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年2月22日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年2月27日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：橋梁整備に係る各種調査業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

( ) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／道路計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路計画に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 橋梁計画】

- 1) 類似業務の経験：橋梁計画に関する各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年3月10日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
  - ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(MMK1 = 0.08576 円, US\$1 = 115.144 円, EUR1 = 123.185 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／道路計画  
橋梁計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

11.76 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年3月23日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点\*
- ⑤ 価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」>「コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

ミャンマー国東西経済回廊整備事業（フェーズ2）準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／道路計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	( 8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

ミャンマー連邦共和国（以下、「ミャンマー」という。）にとって、タイは輸出の 32.2%（第 2 位）、輸入の 10.1%（第 4 位）（2014 年）を占める主要貿易相手国である。今後、更に輸出は年平均 17%、輸入は同 9%のペースで増加することが見込まれるが、現在タイ～ミャンマー間の主要な輸送手段である海上輸送はマレー半島を経由するために非効率であることから、タイ～ミャンマーを陸路で結ぶ東西経済回廊は物流効率化のために重要である。東西経済回廊のタイ側区間は国際物流に対応できるが、ミャンマー国内区間は橋梁の老朽化に伴う重量制限、急勾配・急カーブ、市街地の通過等、多くのボトルネックを抱え、整備が喫緊の課題となっている。

係る状況を受け、ミャンマー政府は「全国運輸交通マスタープラン（2014 年）」において、東西経済回廊を整備の優先度が高い回廊に位置付ける等、東西経済回廊の整備を優先課題に掲げ、国際機関や外国の支援を受けながら整備を進めてきた。実際に、東西経済回廊のミャンマー区間のうちタイ国境からタトン及びモーラミヤイン区間については、建設省の自己予算による道路改修に加え、タイ政府によるバイパス整備、ADB による道路改修、JICA による橋梁改修等により、国際物流にも耐えうる片側 1 車線の道路に改良される見通しである。

これらの事業の進捗により国内・国際物流が活性化する一方で、交通量増大に伴う渋滞、安全性低下といった新たな課題が持ち上がりつつある。「メコン国際幹線道路連結強化事業準備調査」（2016 年 12 月）によれば、タトンからヤンゴン方面への交通量は、2013 年の 5,800PCU/日から 2025 年には 14,400～33,400PCU/日、2035 年には 52,900～79,900PCU/日に増加すると見込まれており、特に、タトンからヤンゴン方面へ約 100km 地点にあるチャイトー～バゴー区間は、既存道路が市街地を通過するため、生活交通と通過交通が混在し著しい渋滞が発生すると見込まれている。2014 年には同区間を通過するのに平均約 2 時間かかるところ、2027 年には同 4.5 時間、2035 年には同 8.2 時間かかると予測されている。しかし、同区間は市街地を通過するために拡幅が難しく、また、街中を通過交通が頻繁に通ることは交通安全上問題であり、生活交通と通過交通の分離が必要であることから、チャイトー～バゴー区間に市街地を避ける新規幹線道路を整備することが必要となっている。

係る状況下、JICA は、2016 年 12 月に、ミャンマー建設省（Ministry of Construction。以下、「MOC」という。）及びアジア開発銀行（Asian Development Bank。以下、「ADB」という。）と協議を行い、JICA・ADB が連携して上記チャイトー～バゴー区間の新規幹線道路整備（新シッターン橋の建設を含む）に必要

なフィージビリティ・スタディ（以下、「F/S」という。）を実施することで合意した。この合意に基づき、JICAは新シッターン橋建設に係るF/Sを、ADBは道路整備に係るF/Sをそれぞれ実施予定である（ADBのF/Sは2017年6月に開始予定）。

本調査は、上記新規幹線道路整備（「東西経済回廊整備事業（フェーズ2）」）。以下、「本事業」という。）のうち、主にJICA融資検討対象となる新シッターン橋建設について、目的、概要、事業費、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国の有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

## 2. プロジェクトの概要

### （1）事業名

東西経済回廊整備事業（フェーズ2）

(East-West Economic Corridor Improvement Project (Phase 2))

### （2）事業目的

東西経済回廊のチャイトー～バゴー区間に新規幹線道路を整備することにより、当該区間で増加する交通需要への対応及び国際・国内物流の効率化を図り、もってミャンマーの貿易活性化に寄与する。

### （3）事業概要

- 1) 新シッターン橋（4車線、全長2.3km）の建設（JICA融資検討対象）
- 2) 新規幹線道路（4車線、全長76.6km）の整備（ADB融資検討対象）
- 3) コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助等）（新シッターン橋、JICA融資検討対象）
- 4) コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助等）（新規幹線道路、ADB融資検討対象）

### （4）対象地域

モン州及びバゴー地域

### （5）関係官庁・機関

建設省橋梁局及び道路局

(Ministry of Construction, Department of Bridges and Department of Highways)

### 3. 業務の目的

東西経済回廊整備事業（フェーズ 2）のうち、JICA 融資検討対象の新シッタン橋建設について、目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国の有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、東西経済回廊整備事業（フェーズ 2）のうち、JICA 融資検討対象の新シッタン橋建設について、について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、JICA が 2016 年 12 月に MOC 及び ADB との三者間で合意した Minutes of Meetings に基づいて実施するものとする。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 本事業の範囲

JICA 融資検討対象の新シッタン橋と、ADB 融資検討対象の道路部分は互いの事業が存在しないと事業として成り立たないことから、JICA・ADB 双方の融資検討対象を併せて本事業と定義する。

#### (2) ADB 実施 F/S との連携

(1) のとおり、本事業には ADB 融資検討対象を含むことを踏まえ、線形、技術仕様、環境社会配慮等について、ADB が実施する F/S の実施コンサルタントと緊密に連携し、双方の内容について整合性を確保するための調整をしながら本業務を進めること。ADB 融資検討対象の新規幹線道路の F/S と整合性のある調査を行う必要があるため、本業務の総括を「道路計画」とした。

技術的な調整のために、本調査実施中、ADB 側コンサルタントと MOC で構成される技術委員会（Technical Committee）が不定期に（JICA・ADB・MOC いずれかの機関による開催依頼に基づいて）開催される予定である。コンサルタントは、同委員会の開催が必要と考えられる事案がある場合には、JICA に相談すること。

なお、ADB 側の調査スケジュールは以下表 1 を予定している。ADB 融資検討対象 F/S の TOR 概要は配布資料の Minutes of Meetings 抜粋を参照のこと。プロポーザル作成にあたっては、以下表 1 のスケジュール及び配布資料の TOR 概要を踏まえた上で調査計画を策定すること。なお、ADB 側の調査進捗によって、

本業務に著しい影響が及ぶ場合には、契約変更により調査内容を変更することがあり得る。

表1 ADB側調査スケジュール予定

年月	実施予定事項
2017年7月	ADB側コンサルタントがADBにインセプション・レポートを提出、現地調査開始。
2017年7月 ～10月	ADB側コンサルタントによる線形検討(代替案の比較検討含)、基準検討、PPP等民間活用に係る検討等の現地調査実施。
2017年10月	ADB側コンサルタントによる線形及び基本計画に係るレポート案完成。ADBに提出。(その後、MOC及びJICAに同レポートを共有予定。)
2017年10月 ～2018年4月	ADB側コンサルタントによる概略設計、積算、経済・財務分析、環境社会配慮等の現地調査実施。
2017年12月	ADBからJICAに環境アセスメント報告書(EIA)案、住民移転計画(RAP)案を共有。
2018年4月	ADB側コンサルタントによるF/Sレポート案完成。ADBに提出。(その後、MOC及びJICAに共有予定。)
2018年6月	ADB側コンサルタントによる事業実施計画案完成。
2018年7月	ADB側ファイナル・レポート案完成。
2018年9月	ADB側ファイナル・レポート完成。

(注) スコーピング段階の情報共有のタイミングについては今後ADBと調整予定のため、コンサルタントには追って知らせる。

### (3) プレF/Sの活用

本事業については「メコン国際幹線道路連結強化事業準備調査」(2016年12月完成)においてプレF/Sを作成済みであり、同プレF/Sにて新シタン橋の架橋位置の検討、ADB融資検討対象の道路部分を含む概略設計、事業費、実施(調達・施工)方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等を提案している。

本業務では、プレF/Sの結果を踏まえ、効率的に調査を行うことを基本方針とする。コンサルタントは、プレF/Sをレビューした上で、アップデートが必要な情報、プレF/Sでカバーされていない事項等について検討を行った上で、プロポーザルの冒頭にてプレF/Sの情報を活用するものと、本業務で情報収集・



再検討等が必要な事項について明示すること。

なお、架橋位置については、プレ F/S で提案され、ミャンマー政府が確認済みである。コンサルタントは、プレ F/S 案をベースとしつつ、自然条件調査、社会条件調査等を通じて、必要に応じて複数の代替案を検討するものとし、それらを踏まえてプレ F/S で提案された架橋位置の妥当性を確認する。

#### (4) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の成果(結果)は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本業務で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分に JICA と協議すること。

一方、審査の過程において、本調査の結果とは一部異なる結論となることがある可能性に留意し、ミャンマー側関係者及び ADB に本業務の結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

#### (5) 審査の重点項目

本業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- 1) 調達・施工方法
- 2) 事業費
- 3) 事業実施機関の実施能力
- 4) 操業・運営／維持・管理体制
- 5) 運用・効果指標

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼(契約変更)する可能性がある。

#### (6) 調査の工程

調査工程については、以下のステージに分けて実施することを想定している。各ステージにおいて報告書を取り纏め、その内容を JICA と協議・確認した上で、次のステージに入っていくこと。

##### 1) 既存調査レビュー、現況確認及び架橋位置の決定

プレ F/S をはじめとする既存資料をレビューした後、上位計画、他ドナーの支援状況、他の関連事業、道路橋梁の維持管理状況及び交通需要等の基本的な情報を収集・整理し、本事業の必要性・妥当性を確認する。

更に、現地踏査を行い、その結果を踏まえ代替架橋位置の比較検討を行う。

その後、MOC・ADB と調整しながらおおよその最適架橋位置を選定し、選定結果についてプログレス・レポートに取り纏める。

#### 2) 実施体制の検討、自然条件調査

本事業の実施体制について検討を行うとともに、1) で実施した架橋位置の選定結果に基づいて、最も有力な架橋位置において、自然条件調査（土質調査、地形測量、気候・水理・水文調査）を行う。実施体制の検討及び自然条件調査の結果は、インテリム・レポート①に取り纏める。

#### 3) 概略設計、事業実施計画の策定及び事業効果の確認

自然条件調査結果に基づき、最終架橋位置の調整及び橋梁形式の選定を行い、概略設計、事業実施スケジュールの策定、事業費算出、経済分析等を実施し、結果をインテリム・レポート②に取り纏める。

#### 4) 報告書作成

最終報告書（ドラフト）を作成の上、JICA、ミャンマー側関係機関及びADB に説明し、その過程で出されたコメント等を反映した最終報告書を作成する。

### (7) 本邦技術の活用

本調査では、本事業で適用可能な本邦技術の可能性について検討する。以下の点も勘案の上、本邦企業が国際的に比較優位を有している技術を上部工・下部工それぞれについて特定する（必要に応じて、本邦企業へのヒアリングも実施）。適用可能性の検討にあたっては、キャパシティビルディングの観点も踏まえて幅広く検討し、技術的妥当性、費用対効果が確認できる場合には、JICA と協議の上、MOC に対して積極的に採用を働きかけること。

- 1) ミャンマーにおける当該技術の導入可能性（活用する体制が整っている、あるいは事業実施時までには整う見込みがあるか。）
- 2) ミャンマーにおける当該技術の維持管理可否（能力、予算、スペアパーツ等の入手可能性）
- 3) 本事業における当該技術（建材等）の具体的な調達の方法

なお、本件に係る提案については、最終報告書には技術の概要のみを記載することとし、企業から収集したデータについては、別添 1 のフォーマットを活用しながら、当該技術を有する企業名や本邦技術の比較優位性等、詳細情報についてとりまとめ、JICA に別途提出することとする。

### (8) 関連調査・事業との協調について

交通需要予測や線形検討にあたっては、以下の日本政府及び JICA が実施済／中の調査結果や事業内容との整合性が損なわれないように留意すること。

・ヤンゴン都市圏開発マスタープラン（SUDP）（2013 年 4 月）

- ・ ティラワ経済特別区関連インフラ整備事業準備調査（2014年3月）
- ・ 全国運輸交通プログラム形成準備調査（2014年9月）
- ・ ヤンゴン都市圏開発プログラム準備調査（都市交通）（YUTRA）（2014年12月）
- ・ ヤンゴン都市交通整備プログラム準備調査（2017年6月完了予定）（実施中）
- ・ ヤンゴン都市圏開発の課題整理のための情報収集・確認調査（2017年3月完了予定）
- ・ ヤンゴン市外環状道路（東区間）案件形成調査（国土交通省発注。実施中）
- ・ ハンタワディ新国際空港開発運営事業準備調査（PPPインフラ事業）（実施中）
- ・ 南部経済回廊情報収集・確認調査（2016年9月）
- ・ 全国物流に係る基礎情報収集・確認調査（2017年6月完了予定）（実施中）

#### （9）環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月制定）」（以下、「JICA 環境ガイドライン（2010年4月）」という。）に掲げる影響を及ぼしやすい特性に該当するため、JICA 環境社会配慮カテゴリ A に分類されている。JICA 融資検討対象の新シッター橋建設については、用地取得及び非自発的住民移転は見込まれておらず、カテゴリ B 相当であるが、ADB 融資検討対象のバイパスを含む新規幹線道路整備にあたって約 500 人の住民移転が見込まれていることから、事業全体としてはカテゴリ A に分類されている。JICA は新シッター橋建設に係る環境アセスメント報告書（Environmental impact assessment。以下、「EIA」という。）案及び簡易住民移転計画（Abbreviated Resettlement Action Plan。以下、「ARAP」という。）案の作成支援、ADB は新規幹線道路建設に係る EIA 案及び住民移転計画（Resettlement Action Plan。以下、「RAP」という。）案の作成支援をそれぞれ担当する。なお、ミャンマー国内法で橋長 2km 以上の橋梁については EIA の作成が義務付けられている。

コンサルタントは、ミャンマー政府の定める環境社会配慮にかかる許認可手続きについて調査し、本事業のうち、新シッター橋整備に必要な先方政府による手続きを支援するとともに、自然環境・社会環境への影響予測と評価、代替案・回避策・緩和策の検討、環境管理・モニタリング計画の提案、ステークホルダー協議の開催支援を行い、結果を EIA 案及び ARAP 案にまとめる。更に、ADB が支援する新規幹線道路に係る環境社会配慮関連調査の内容・進捗を情報収集・整理し、JICA が環境社会配慮助言委員会に助言を求めるための資料作成等の業務支援を行う。

なお、新シッター橋に係る EIA 案及び ARAP 案の作成にあたっては、ADB 側コンサルタントと調整を行い、ADB 側の EIA 案・RAP 案と整合を図るものとす

る。EIA 後 ARAP 案の整合性確保に当たっては、コンサルタント案を踏まえて、JICA 及び ADB による協議にて確認するものとする。

## 6. 業務の内容

【既存調査レビュー、現況確認及び架橋位置の決定】

### (1) 関連資料・情報の収集・分析

プレ F/S 等の関連資料、情報、データを整理・分析するとともに、詳細な業務実施内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICA と十分に協議を行う。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。

### (2) インセプション・レポートの作成

上記の結果や業務実施に当たって実施機関等に対応を求める事項などを取り纏めてインセプション・レポートを作成する。特に、架橋位置の検討や環境社会配慮に係る具体的な調査方針及びスケジュール等、早期に方針を確認する必要がある事項については可能な限り具体的に記載し、JICA と協議を行うこと。

### (3) インセプション・レポートの実施機関等への説明・協議

現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、実施機関等の関係機関に対し、業務の実施方針、実施計画、便宜供与依頼事項等を説明・協議し、基本的了解を得る。

### (4) 本事業に関する基礎情報の収集整理

本事業に関連する以下の項目について、「メコン国際幹線道路連結強化事業準備調査（2016 年）」、「全国運輸交通プログラム形成準備調査（2014 年）」、「全国物流に係る基礎情報収集・確認調査（実施中）」等の既存調査や、「道路橋梁技術能力強化プロジェクト」の活動において収集済の情報、既存資料を整理した上で、必要に応じて情報の更新、追加、再整理を行う。

- 1) ミャンマーの政治経済、産業・社会等の一般概要、我が国との関係
- 2) ミャンマー側関係機関の組織、所掌
- 3) 道路・橋梁セクター、国際幹線道路整備の現状（道路総延長、車線数、標準断面に関する情報を含む）と課題
- 4) 国家開発計画、道路・橋梁セクター開発計画、その他運輸交通セクターにおけるマスタープラン等の上位計画、戦略、調査の内容・実施状況
- 5) 上記3)の開発計画・戦略における本事業の位置付け
- 6) 他ドナー事業、民間企業による事業、PPP 事業等の実績、現状及び今後

#### の展開予定

- 7) 事業用地取得・整備状況、現況利用状況
- 8) 関連法規、設計・施工関連技術ガイドラインの整備状況
- 9) 上記1)～8)を踏まえた本事業実施の必要性及び課題

#### (5) 道路・橋梁維持管理計画の確認

本事業の維持管理計画策定にあたり、道路・橋梁の維持管理に関する以下の項目について確認する。

- 1) 他国における道路・橋梁整備事業の運営・維持管理体制の事例及び教訓
- 2) 道路・橋梁整備事業への投資に関するミャンマー国内制度
- 3) 道路・橋梁の維持管理を担う組織体制、人材開発の状況
- 4) 道路・橋梁の維持管理に係る民営化（BOT等）の動向
- 5) 道路・橋梁の維持管理に係る資金計画

#### (6) 交通需要予測の更新

「メコン国際幹線道路連結強化事業準備調査（2016年）」では、ミャンマー国南東部地域において交通量調査を実施し、「全国運輸交通プログラム形成準備調査（2014年）」で構築した自動車OD表を補正し、将来需要予測を行った。その際に、特に需要の大きいタイからの国際貨物の海上輸送から陸送への転換、ハンタワディ国際空港の空港旅客等の開発需要を考慮した。

本調査では、これら既存の交通需要予測結果をレビューし、対象区間の将来交通需要を推計する。特に、先述した開発需要と合わせて、ヤンゴン市及び周辺の高速度道路整備計画、ミャンマー国の幹線道路整備計画、ティラワ港やダウエイ港及び周辺の工業団地の開発需要等、本プロジェクトの交通需要予測に影響の大きいと考えられる計画の規模や実施スケジュールを交通需要予測に反映する。また、必要に応じて、補完交通量調査（交通量カウント調査、ODインタビュー調査を想定）を実施する。具体的な調査項目は以下を想定している。

なお、交通需要予測は、ADB融資検討対象である道路部分も含めて算出し、結果は、JICAによる確認を経た後に、ADBにも遅滞なく共有される。

- 1) 「メコン国際幹線道路連結強化事業準備調査（2016年）」、「全国運輸交通プログラム形成準備調査（2014年）」で実施した交通需要予測のレビュー
- 2) ヤンゴン市及び周辺地域の道路整備計画の確認及び交通需要予測への反映
- 3) ティラワSEZ、ダウエイSEZ、ヤンゴン市内やバゴー地域における工業団地等、交通需要に大きな影響を与える可能性がある開発計画・進捗状

#### 況の確認

- 4) 上記3) で確認した開発計画から発生する交通需要及び発生時期の推計
- 5) 補完交通量調査(上記1)～5)の調査の結果必要と認められる場合のみ実施。現地再委託を想定。)
- 6) 上記1)～5)の結果を踏まえた交通需要予測の算出

#### (7) サイト状況調査

新シッタン橋架橋候補選定及び地域の現況を把握するため、現地踏査、航空写真等により概略検討を行う。主な実施事項は以下のとおり。

- 1) 新シッタン橋架橋候補地域周辺の土地利用状況、及び用地取得の制限(所有者、地目、法令、用途制限)の確認
- 2) 接続道路、運河、鉄道との交差状況及び交通利用状況の確認
- 3) ルート検討(最短距離となる下流側への線形移動可能性の検討、最適橋長)
- 4) アプローチ道路を含む河川内外の支障物等、制約条件の確認
- 5) 河川地形、河川分岐、分合流、河岸状況、灌漑水路の確認

#### (8) 事業の基本内容の検討・決定

##### 1) 最適架橋位置案の選定

上記(7)のサイト状況調査結果を踏まえ、上位計画との整合性やMOC及びADBの意向を確認した上で、最も適切な新シッタン橋の架橋位置についてインテリム・レポート①にて提案を行う。プレF/S調査における提案を基に集落・村等の位置、河川内外の支障物の有無、用地取得や住民移転の必要性、周辺道路との接続等を考慮し詳細に検討することとする。

##### 2) 設計条件、施工条件の確認

概略設計、施工計画策定、積算の精度の確保及びADB融資検討対象部分との一貫性確保の観点から、MOC及びADBと十分に協議、調整を行い、道路設計の条件(準拠すべき道路・橋梁設計基準、支障物件との離隔、河川計画等)及び施工計画の条件(作業可能時間、通行止め及び移設の可否等)を整理する。

#### 【実施体制の検討、自然条件調査】

##### (9) 自然条件調査

本調査にて行う概略設計、施工計画の策定、事業費積算について必要な精度を確保するために、以下に示す自然条件調査を実施する。本調査においては、現地再委託にて実施することを認める。具体的な自然条件調査の細目(調査項

目、調査内容、仕様、数量等)については、プロポーザルにて提案すること。なお、ミャンマーでは、5月中旬から10月中旬にかけては雨季となっており、自然条件調査の一部について通常の調査実施方法では実施が困難となる可能性がある。プロポーザルでは、以上を踏まえた上で、効率的な自然条件調査の実施方法について具体的に提案すること。また、下記項目以外に必要と判断される自然条件調査が考えられる場合は、併せて理由を付してプロポーザルで提案することとする。

- 1) 気象調査及び水理・水文調査（既存灌漑施設調査を含む）
- 2) 地形測量
  - ・ 平板測量
  - ・ 道路縦断測量
  - ・ 道路横断測量
  - ・ 河川測量
- 3) 地質調査
  - ・ ボーリング調査（河川内3箇所、陸上部4箇所、合計7箇所程度）
  - ・ 標準貫入試験
  - ・ 土質試験（物理試験、力学試験、圧密試験、CBR試験等）
- 4) 既存ユーティリティ調査

#### (10) 事業実施体制

ミャンマーで実施されている、類似事業（道路、橋梁建設事業）における実施体制や制度などを把握し、ADB側コンサルタントと連携しながら、本事業実施に必要な体制について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 事業実施体制の確認
- 2) 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
- 3) 実施機関のうち本事業に関連する部署の役割、人員体制等の確認（法的な位置づけを含む）
- 4) 実施機関の財政・予算状況
- 5) 実施機関の技術水準
- 6) 実施機関の当該類似事業実施の経験
- 7) 実施機関の技術面・財務面の実施能力の分析
- 8) 実施機関の運営・維持管理体制（業務分掌、組織構造等）の確認（法的な位置づけを含む）
- 9) 実施機関以外の機関のうち本事業に関連する機関及び部署の所掌業務、

組織体制、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）

10) PPP スキーム適用可能性の検討（運営委託方式等）

#### 【概略設計、事業実施計画の策定及び事業効果の確認】

##### （11）概略設計

コスト縮減に留意し、代替案を比較検討のうえ、以下の内容を含む概略設計を実施する。なお、各項目の詳細については、自然条件調査結果を含む現地調査結果を踏まえ、JICA と協議を行うこと。

##### 1) 橋梁形式・基礎形式の代替案検討・最適案選定

プレ F/S 調査における提案を基に検討するが、経済性、維持管理性、施工性、技術的な妥当性、環境・社会への影響等を考慮し、複数の代替案を比較検討することとする。

2) アクセス道路の平面、縦断、横断等の設計及び図面作成

3) 橋梁全体の一般図及び主要断面図の作成

4) 上部工の設計及び構造計算（概略設計に必要となる範囲）

5) 下部工の設計及び構造計算（概略設計に必要となる範囲）

6) 基礎工の設計及び構造計算

7) 護岸設計、河床設計

8) 舗装設計

9) 排水施設設計

10) 完成予想図（パース等）作成

11) 施工計画、パッケージ検討

##### （12）事業の実施スケジュール

上記（11）11) において検討した施工計画を踏まえ、本体コンサルタントの選定、本体工事入札、詳細設計、本体工事の施工等を含めた期間について、月単位のバーチャートにより事業の実施スケジュールを策定する。この際、クリティカルな施工項目や、調達パッケージ及び本体施工以外の工程（住民移転・用地取得、国家投資審査など）等を示した上で、スケジュールの妥当性を検討すること。

##### （13）コンサルティング・サービスの実施計画案の策定

上記（12）において策定した事業の実施スケジュール等に合わせ、新シッター橋建設に必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札支援、施工監理等）の内容及び規模（M/M）について計画する。



#### (14) 事業の概略事業費の積算

事業の概略事業費については、以下に従って積算を行う。

##### 1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は記載しない。なお、下線部については JICA からその算出方法を指示することがある。

- ① 本体事業費
- ② 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ③ 本体事業費に関する予備費
- ④ 建中金利
- ⑤ コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- ⑥ その他 1（融資非適格項目）
  - ・ 用地補償等
  - ・ 関税・税金
  - ・ 事業実施者の一般管理費
  - ・ 他機関建中金利
- ⑦ その他 2
  - ・ 完成後の委託保守費
  - ・ 移転地整備にかかる費用

##### 2) 各暦年別事業費の算出

上記で算出される概略事業費については、想定される事業の進捗に応じて、事業実施期間中における各暦年へ割り振った計画を作成する。具体的割り振り計画については、別途 JICA が指示することがある。

##### 3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認をとること。

##### 4) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別添 2 に取りまとめ提出する。

#### (15) 類似案件との概略事業費等の比較

概略事業費の妥当性を確認するため、ODA 事業等の類似案件について、以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「概略事業費比較資料」を作成する。

##### 1) 施工時期

- 2) 設計条件・仕様
- 3) 入札方法 (PQ 基準、国際入札／国内入札等)
- 4) 契約条件 (総価方式／BQ 方式、支払い条件 (履行保障の有無等) 等)
- 5) 施工監理方法 (品質管理、工程管理、安全管理等)
- 6) 概略事業費 (総事業費及び内訳)
- 7) 工種別単価

#### (16) 本事業の評価

本事業の整備効果について、1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価する。定量的効果については、経済分析を行うとともに、定量的指標 (運用・効果指標) について本事業完成後2年を目処とした目標年の目標値を設定する。なお、本事業の定量的指標 (運用・効果指標) は、①日交通量、②走行速度の向上、③所要時間の短縮等を想定しているが、本事業の特性を踏まえ、事前に JICA と協議を行うこと。また、ADB との目標値の調整が必要であることに留意すること。

#### (17) 環境社会配慮に係る調査

以下指示に基づき、JICA 融資検討対象の新シタン橋について、環境アセスメント報告書 (EIA) 案及び簡易住民移転計画案 (ARAP) 案を作成する。

##### 1) 環境アセスメント報告書 (EIA) 案の作成

JICA 環境ガイドライン (2010 年 4 月) に基づき、EIA 案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、世界銀行セーフガードポリシー OP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることとする。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。

また、環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、ミャンマー政府等と協議の上、JICA 環境ガイドライン (2010 年 4 月) の環境チェックリスト案を必要に応じ作成する。

EIA 案に関する主な調査項目は、以下のとおり。

- ① ベースとなる環境社会の状況の確認 (汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。)

- ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ・ 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
  - ・ JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）との乖離及びその解消方法
  - ・ 関係機関の役割
- ③ スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- ④ 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）
- ⑤ 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
- ⑥ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ⑦ 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）（案）の作成
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者（女性、子供、老人、貧困層、障害者、マイノリティ等社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する）、協議方法・内容等の検討）

## 2) 簡易住民移転計画案（ARAP）案の作成

プレ F/S の結果、新シッタン橋の建設にあたって必要な住民移転は小規模なものに留まると想定しているため、JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合として、簡易住民移転計画（ARAP）案の作成を行う。

ARAP 案に含まれるべき内容は、以下①～⑫のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。ARAP 案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）と乖離がある場合、その解消策を提案する。

なお、住民移転に係るカットオフデートの設定日については、ミャンマー政府機関との協議及び ADB との方針確認を踏まえて、行うものとする。設定日については、JICA とよく協議のうえで、進めるものとする。

- ① 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
  - ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
  - ③ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
  - ④ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
  - ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
  - ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
  - ⑦ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
  - ⑧ 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
  - ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
  - ⑩ 費用と財源
  - ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
  - ⑫ 社会的弱者（女性、子供、老人、貧困層、障害者、マイノリティ等社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する）や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については ARAP へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議やディスカッション等を実施する場合には、ジェンダーバランスへの配慮を行うこと。
- 3) ADB 側の EIA 案・RAP 案のレビュー

ADB 側コンサルタントが作成を支援する新規幹線道路建設に係る EIA 案・RAP 案をレビューし、JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）に準拠しているか、新シッタン橋建設に係る EIA 案・ARAP 案と整合しているか確認し、不整合や乖離がある場合、その解決策を提案する。なお、プレ F/S の結果、新規幹線道路建設にあたっては、約 500 名の住民移転が見込

まれている。

#### (18) 気候変動緩和効果の推計及び CDM の適用可能性の検討

本事業の気候変動緩和効果を推計するため、以下の事項を実施する。

- 1) 温室効果ガス抑制効果の定量的な把握及び JICA Climate-FIT 等に基づくデータの特定と収集
- 2) JICA Climate-FIT 等に基づく温室効果ガス削減効果の推計

#### (19) ジェンダー配慮

本事業において適用可能なジェンダー視点の取り組みを検討するため、以下の事項について確認する。

- 1) ミャンマーにおけるジェンダー関連の政策・制度
- 2) MOC のジェンダー主流化状況
- 3) 他ドナーによる類似事業でのジェンダー視点の取り組み事例・教訓
- 4) 本事業におけるジェンダー視点の取り組みの検討

#### (20) 事業実施にあたっての留意点及び提言

事業実施にあたって留意すべき点を以下の項目に分けて整理する。

- 1) 事業実施及び整備主体・体制に係る留意点（詳細設計、入札、施工を含む）
- 2) 運営・維持管理に係る留意点
- 3) ADB との連携に係る留意点

#### (21) リスク管理シートの作成

円借款事業において、案件形成の初期段階で潜在的なリスク事項の特定及び対応策の策定が行われる様、リスク管理シート (Risk Management Framework) を作成する。

#### (22) 広報資料の作成

本事業の効果をミャンマー及び日本で広報するため、事業概要と事業効果を明確にしたビデオ (5分程度) を作成する。ビデオの作成にあたっては、主にターゲットとする人や構成について JICA とよく協議すること。なお、本項目については、国内再委託を認める。

#### (23) 本邦招聘

本事業の実施に関与することが想定される 5 名程度 (うち幹部 2 名、職員 3

名程度)の MOC 職員を本邦技術の理解を目的として 10 日間程度日本へ招聘し、本邦企業の有する技術を活用した日本国内の案件の現地視察や本邦企業との協議等を行う。

コンサルタントは、当該本邦招聘に関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招聘者に係る航空券手配、国内移動・宿舍手配、空港送迎等の受入業務、及び被招聘者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、JICA が行うものとする。

1) 被招聘者の人選への支援

被招聘者の人選は JICA と MOC 関係者との協議で決定するが、コンサルタントは、MOC の意思決定プロセス等を勧案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。

2) 招聘カリキュラムの作成

招聘実施 1 か月前を目途に、招聘カリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、JICA の基本的な了解を得る。

3) 面談者・見学先等の手配

JICA の了解を得た招聘カリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

4) 招聘に係る関連資料の作成

招聘カリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を和文及び英文で作成する。

5) 被招聘者への来日前説明への支援

被招聘者への来日前の説明は、JICA が行うが、コンサルタントは当該説明会に同席し、招聘カリキュラムや日程／行程（案）について、説明を補佐するものとする。

6) 招聘カリキュラムの実施

招聘カリキュラムや日程／行程（案）に基づき、招聘を実施する。原則として、招聘の全行程において、コンサルタントが 1～2 名同行するものとする。

7) 招聘実施報告書の作成

招聘の実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICA に提出する。

**【報告書作成等】**

(24) 最終報告書（ドラフト）の作成・説明・協議

本事業の妥当性・必要性、事業運用・効果指標、事業実施体制、維持管理体制、環境及び社会への配慮等の提言を最終報告書（ドラフト）として取りまとめ、JICA と協議のうえ、ミャンマー側関係機関に説明・協議し、基本的了解を

得る。

#### (25) 本邦企業向けの説明会の実施

JICA は、本邦企業に本事業を広く周知することを目的に、最終報告書（ドラフト）相当の内容をまとめた事業概要説明会（100名規模）を実施する予定である。コンサルタントは、説明者としてこの説明会に参加すること。説明内容については、事前に JICA とよく協議を行うものとする。会場は JICA が手配するため、見積もりは不要。資料作成費のみ見積もること。

#### (26) 最終報告書の作成

最終報告書（ドラフト）に対するミャンマー側関係機関及び JICA のコメントを反映させ、最終報告書を作成し、JICA に提出する。

なお、最終報告書提出前に ADB 側 F/S 調査報告書のドラフトを入手し、レビューした上で、詳細設計調査で調整が必要な事項があれば具体的に記載すること。

### 7. 成果品等

#### (1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における最終成果品は、最終報告書とし、その提出期限は 2018 年 3 月中旬とする。

各報告書のミャンマー政府への説明・協議に解しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は 7) 最終報告書及び 8) デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

#### 1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 日以内

部 数：和文 6 部（簡易製本）

#### 2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：和文 7 部、英文 10 部（簡易製本）

#### 3) プロGRESS・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、橋梁架橋位置の現況調査と課題の抽出、最適架橋位置の提案

提出時期：調査開始 2 ヶ月以内を目処

部 数：和文 7 部、英文 10 部（簡易製本）

#### 4) インタリム・レポート①

記載事項：自然条件調査結果、事業実施体制の提案

提出時期：調査開始 4 ヶ月以内を目処

部 数：和文 7 部、英文 10 部（簡易製本）

#### 5) インタリム・レポート②

記載事項：実施計画案、概略設計案、本邦企業技術の活用方針

提出時期：調査開始 7 ヶ月以内を目処

部 数：和文 7 部、英文 10 部（簡易製本）

#### 6) 最終報告書（ドラフト）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：調査開始 9 ヶ月以内を目処

部 数：和文 7 部、英文 15 部（簡易製本）

#### 7) 最終報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2018 年 3 月中旬

部 数：和文 10 部、英文 20 部（製本）、CD-R5 部

#### 8) デジタル画像集

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像

提出時期：最終報告書と同時提出

部 数：CD-R2 部

### (2) 調査報告書の仕様

上記（1）に示す調査報告書のうち 1）～6）は原則として簡易製本とし、7）は製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、1）～5）を除く各報告書は 10 ページ程度にとりまとめた要約版を作成することとし、各報告書の巻頭にページの色を変えて含めること。

### (3) その他の提出書類

#### 1) 議事録等

ミャンマー側関係機関との各調査報告説明・協議、及び JICA 事務所等の関係機関とのミーティングに係わる議事録等を作成し、速やかに提出する。そ



の際に、上記（１）１）～８）に示す報告書以外の資料をミャンマー側機関へ提出した場合は議事録等に添付して併せて提出する。

また、関連会議・検討会の開催にあたり、配布資料（各報告書の和文要約を含む）がある場合は、10 営業日前までに JICA に提出すること。

## ２）その他

上記の提出物のほか、以下について提出する。

### ① コンサルタント業務従事月報

国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、コンサルタント業務従事月報を翌月 5 日までに JICA に提出する。

### ② 広報資料

広報資料（ビデオ映像）については、JICA の確認を得た上で、CD-ROM にて、英語版 1 部、日本語版 1 部をそれぞれ提出する。

### ③ その他

上記の提出物のほかに、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2017年4月中旬より業務を開始し、2017年5月下旬を目途にプロGRESS・レポート、2017年8月中旬を目途にインテリム・レポート①、2017年11月中旬を目途にインテリム・レポート②を提出する。その後業務を継続し、2018年2月中旬までに最終報告書（ドラフト）、2018年3月中旬までに最終報告書を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目安

合計 約49.67M/M

##### （2）業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。本調査の結果については、ADBが支援する幹線道路整備に関するF/Sと整合性を持たせることが重要であることから、総括は幹線道路整備計画との整合性確認・ADB側コンサルタントとの連携業務を主に担う「道路計画」とすることを想定している。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括/道路計画（2号）
- 2) 橋梁計画（3号）
- 3) 道路設計
- 4) 橋梁・構造物設計（上部工）
- 5) 橋梁・構造物設計（下部工）
- 6) 経済・財務分析
- 7) 環境社会配慮
- 8) 社会配慮・ジェンダー配慮
- 9) 自然条件調査（地形測量）
- 10) 自然条件調査（水理・水文調査）
- 11) 交通量調査、交通需要予測
- 12) 施工計画・積算、調達事情調査
- 13) 事業計画（実施体制の検討）
- 14) 自然条件調査（地質調査）/業務調整

#### 3. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・

知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。

- (1) 気象調査及び水理・水文調査
- (2) 地形調査
- (3) 地質調査
- (4) 補完交通量調査
- (5) 調達事情調査
- (6) 環境社会配慮

なお、ミャンマーでは、5月中旬から10月中旬にかけては雨季となっており、現地再委託調査の一部について通常の調査実施方法では実施が困難となる可能性がある。プロポーザルでは、以上を踏まえた上で、効率的な現地再委託調査の実施方法について具体的に提案すること。また、契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等についても、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

JICAが想定している(1)～(3)の自然条件調査の内容を別添3として記載するので参照すること。

#### 4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

配布資料：

- (1) 2016年12月9日付 Minutes of Meetings 抜粋
- (2) メコン国際幹線道路連結強化事業準備調査 ファイナルレポート フェーズ1 調査報告書（フィージビリティスタディ）（先行公開版案）
- (3) 地図

公開資料：以下の調査報告書については JICA 図書館ホームページで公開済であるため、インターネット上で入手し、参考とすること。

- (1) ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査（SUDP）ファイナルレポート I（2013年4月）

1) 第1部現状編：

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000011288.html>

2) 第2部計画編：

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000011289.html>

- (2) ティラワ経済特別区関連インフラ整備事業準備調査（2014年3月）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015427.html>

- (3) 全国運輸交通プログラム形成準備調査ファイナルレポート（2014年9月）

1) 和文要約 :

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020103.html>

2) 東西経済回廊関連道路事業和文要約 :

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020112.html>

(4) ヤンゴン都市圏開発プログラム準備調査(都市交通)(YUTRA)(2014年12月)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000018295.html>

(5) メコン国際幹線道路連結強化事業準備調査 ファイナルレポート フェーズ2 調査報告書(プレ・フィージビリティスタディ)(2016年12月)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000029645.html>

## 5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

## 6. 便宜供与内容

実施機関からの調査団への便宜供与内容は以下を想定している。

- (1) 調査に関連する資料や情報を調査団の要請に応じて提供する。
- (2) カウンターパートの割り当て
- (3) 現地調査における立ち入り許可
- (4) (必要に応じて) 調査団員の現地での安全確保
- (5) 調査団の移動手段確保の支援
- (6) 必要に応じた医療サービスの利用支援
- (7) その他必要な場合は調査団に特権、便宜の付与

なお、オフィススペースについては、2017年10月以降はADBコンサルタントとの共用オフィスをMOCが用意する予定である。2017年9月まで使用するオフィスについては、コンサルタントが準備し、借り上げ費用を見積りに含めること。

## 7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) カウンターパート(C/P)の出張旅費

C/P の出張旅費については、円滑な業務実施及びプロジェクト終了後の C/P 機関の自立発展の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費を C/P に支給することが出来る。なお、精算には証拠書類を必要とする。プロポーザルの段階での見積もりは不要。調査中、C/P の出張旅費の支出が必要となった場合、コンサルタントは事案毎に JICA に相談すること。

- 1) プロジェクト業務に関する用務、目的地であること
- 2) 交通費、日当・宿泊費であること（但し、交通費と宿泊費は実費支給）
- 3) JICA が事前に承認していること
- 4) C/P 機関からの申請書を取り付けていること

### （3）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ミャンマー事務所、在ミャンマー日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時（特に、現地踏査、自然条件調査（再委託先の調査時を含む）実施時）の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。現地の気象状況、季節ごとの自然環境に留意し、移動手段や現地滞在時の安全対策、複数かつ確実な通信手段を確保するものとする。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動経路等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。

なお、現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

### （4）調査用機材の調達

本業務の実施のために、本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。コンサルタントは、業務遂行上必要な調査用機材があればプロポーザルにて提案し、その価格は見積りに含めること。

### （5）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

以上

別添 1 : 本邦技術の検討

別添 2 : コスト削減の検討

別添 3 : 自然条件調査仕様書

本邦技術の検討  
(資機材・土木工事毎に作成)

## 1. 技術仕様比較

主要技術仕様	A社	B社	C社
技術 a			
技術 b			
技術 c			

## 2. 納入実績

項目	A社	B社	C社
納入実績			
海外納入実績			
東南アジア納入実績			
ミャンマー納入実績			

以上

## コスト縮減の検討

本事業の概略事業費算出にあたっては、以下の（１）～（４）を踏まえ、コスト縮減策を検討する。同縮減策（含む効果など）については、JICAと協議し、その結果を「様式ア」にとりまとめることとする。

検討に際しては、外務省が公表している「ODAの点検と改善2007」別添資料「ODAコスト総合改善プログラム」の趣旨を理解すること。

## （１）最適計画の策定

本業務において、施工方法、施工技術、契約方式等の各観点から標準的な実施計画とコスト縮減の可能性のある代替計画案を比較・検討しつつ、事業費を含めて最も効率的な最適計画を策定する。

## １）施工方法にかかる最適化

標準的な施工方法と、工期短縮などによりコスト縮減の可能性のある施工方法を比較・検討する。

## ２）施工技術にかかる最適化

標準的な施工技術と、コスト縮減の可能性のある先進的な施工技術を比較・検討する。

## ３）契約方式にかかる最適化

標準的な契約方式と、コスト縮減の可能性のある他の契約方法を比較・検討する。

## （２）附帯的施設の再検討

附帯的施設については、従来の標準的な規模や規格に対して再検討するとともに、場合によってはミャンマー側負担となる事業実施計画を策定することなどを通じてコスト縮減を図る。

## （３）事業計画の一部見直し

円借款候補案件の規模や機能の検討にあたって、従来の標準的な事業計画に対して一部見直しを行うことにより、効率的な事業計画となるようコスト縮減を図る。

## （４）適正な工期設定

円借款事業の完成まで適正な工期を設定することにより、コスト縮減を検討する。また、調達ロットについても、入札による競争原理を通じたコスト縮減を図るためのロット分けの方法についても、かかる工期設定の段階においてミャンマー側関係機関と十分に協議し、検討すること。



事業名：ミャンマー国東西経済回廊整備事業（フェーズ2）

F/S 実施期間：2017年4月～2018年6月

当初想定された総事業費：○○○億円

コスト縮減策検討後の総事業費：○○○億円

「計画段階に関する再検討」縮減コスト一覧：

施策番号	コスト縮減項目	縮減コスト (単位：億円)	別紙番号
イ) 最適計画の策定 ①施工方法			
イ-①-1	○○○の見直し	○○億円	
イ-①-2			
イ) 最適計画の策定 ②施工技術			
イ-②-1	○○○技術の導入によるコスト縮減	○○億円	
イ-②-2			
イ) 最適計画の策定 ③契約方式			
イ-③-2	○○○契約方式の導入	○○億円	
イ-③-2			
ロ) 附帯的施設の再検討			
ロ-1	○○○を先方負担事業に切替え	○○億円	
ロ-2			
ハ) 事業計画の一部見直し			
ハ-1			
ハ-2			
ニ) 適正な工期設定			
ニ-1			
ニ-2			
合計			○○○億円
コスト縮減率			○○.○%

※上記コスト縮減項目毎の要旨を様式イにとりまとめる（1頁以内）

施策番号

コスト縮減項目：

事業名：ミャンマー国東西経済回廊整備事業（フェーズ2）

概要：

【見直し内容】

1) 当初計画：

2) 見直し後：

【コスト縮減額】

縮減額 約〇〇〇円

【効果】

【比較図表類】

※見直し前と見直し後が分かる比較図表を適宜添付

以上

ミャンマー国 「東西経済回廊整備事業（フェーズ2）準備調査」  
にかかると自然条件調査仕様書

## 1. 目的

本調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、本事業の対象地域における地形、地質、気象、水理・水文等の自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本事業により新設される施設が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本事業の妥当性の判断に資するとともに、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

## 2. 調査項目

### （1）地形測量

調査目的 : 道路設計、橋梁設計及び接続道路の設計等に必要な施工予定箇所周辺の地形の情報を把握する。また、河床等の洗掘対策の検討に必要な河床高、河川断面の情報を把握するために実施するもの。

調査位置 : 施工予定箇所周辺

調査内容 : 平板測量、縦断測量・横断測量等  
 ・横断測量については、最適線形の中心線から幅 100m、50m 毎で実施（橋梁架橋地点 20m 毎）  
 ・平板測量の縮尺は 1:1,000 程度とする。必要に応じ航測および衛星写真図化を検討する。

### 河川測量

・橋梁新設による河床の洗掘の影響が懸念される範囲で実施

実施方法 : 現地再委託

成果品 : 平面図、縦断図、横断図等

### （2）地質調査

調査目的 : 道路設計、橋梁設計等に必要な施工予定箇所周辺の地質状況等を把握するために実施するもの。

調査位置 : 施工予定箇所

・道路設計、橋梁設計等に必要箇所から数量を決定

調査内容 : 調査ボーリング（地表から 50m 程度、7 箇所程度）、標準貫入試験、坑内水平載荷試験  
土質試験一式（比重試験、含水比試験、ふるい分け試験、一軸圧縮試験、圧密試験等）  
CBR 試験 4 箇所程度（舗装設計に必要な施工予定箇所）  
実施方法 : 現地再委託  
成果品 : 調査報告書

### （3）気象及び水理・水文調査

調査目的 : 道路設計、橋梁設計等における排水計画、洪水に対する安全性確保等を検討するために実施するもの。  
調査位置 : 施工予定箇所周辺及び施行予定箇所がある河川流域  
調査内容 : 既往主要洪水の際の流域の雨量、施工予定箇所周辺の水位・流量及び道路・橋梁の被災状況。既存資料、既存データの収集・整理、関係機関へのヒアリング、現地踏査等により実施  
実施方法 : 直営または現地再委託（但し、必要に応じて調査補助員の備上を認める）  
成果品 : 調査報告書

なお、先方実施機関保有の資料を確認し、それを持って上記調査目的を達成できると判断される項目については、自然条件調査は行わないこととする。また、ミャンマー政府からの要請等、必要に応じて、コンサルタントは必要な調査の細目を再検討することとする。

以 上